

令和5年
岩手県教育委員会定例会
6 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和5年6月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和5年6月19日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

- 第2 議案第6号 岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて (教育企画室)
- 第3 議案第7号 岩手県生涯学習審議会委員の任命及び解任並びに岩手県社会教育委員の委嘱及び解嘱に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第4 議案第8号 教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会委員の任命に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第5 議案第9号 岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第6 議案第10号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第7 議案第11号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第8 議案第12号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第9 議案第13号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

議案第6号

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を
求める。

1 任命（令和5年7月1日付）

職 名 等	氏 名
岩手県高等学校PTA連合会母親委員会委員長	西 山 広 美
奥州市芸術文化協会専務理事兼事務局長	鈴 木 美喜子

2 解任（令和5年6月30日付）

職 名 等	氏 名
岩手県高等学校PTA連合会母親委員会委員長	玉 内 昭 子
一般社団法人岩手県芸術文化協会理事	吉 丸 蓉 子

令和5年6月19日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この
議案を提出する理由である。

岩手県教育振興基本対策審議会の任用 新旧対照表 (案)

委員任期：令和3年12月20日～令和5年12月20日

No.	選出区分	推薦団体	現委員 (就任時)				新委員 (案)							
			職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数
1	(1) 市町村長	岩手県市長会	釜石市長	野田 武則	70	男	釜石市	5年6月						
2		岩手県町村会	矢巾町長	高橋 昌造	77	男	矢巾町	4年5月						
3	(2) 市町村教育委員会教育長	岩手県市町村教育委員会協議会	八幡平市教育委員会教育長	星 俊也	68	男	盛岡市	1年6月						
4			雫石町教育委員会教育長	佐藤 嘉彦	68	男	盛岡市	1年11月						
5	(3) 教育関係団体の役職員	一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	山口 真樹	50	女	盛岡市	1年11月						
6		岩手県高等学校PTA連合会	岩手県高等学校PTA連合会母親委員会委員長	玉内 昭子	52	女	滝沢市	1年6月	岩手県高等学校PTA連合会母親委員会委員長	西山 広美	51	女	八幡平市	新
7		岩手県社会教育連絡協議会	岩手県社会教育連絡協議会副会長	佐々木 一憲	58	男	盛岡市	2年11月						
8		公益財団法人岩手県体育協会	公益財団法人岩手県体育協会理事	鈴木 美智代	48	女	奥州市	1年6月						
9		一般社団法人岩手県芸術文化協会	一般社団法人岩手県芸術文化協会理事	吉丸 蓉子	79	女	盛岡市	1年6月	奥州市芸術文化協会専務理事兼事務局長	鈴木 美喜子	64	女	奥州市	新
10		一般社団法人岩手県私学協会	一般社団法人岩手県私学協会理事	浅沼 千明	56	女	盛岡市	1年6月						
11		岩手大学教育学部教授	岩手大学教育学部教授	田代 高章	62	男	盛岡市	5年6月						
12		富士大学経済学部教授	富士大学経済学部教授	佐々木 修一	70	男	花巻市	5年6月						
13		宮古市立山口小学校地域学校協働本部地域学校協働活動推進員	宮古市立山口小学校地域学校協働本部地域学校協働活動推進員	佐々木 良恵	60	女	宮古市	5年6月						
14	(4) 学識経験者	岩手大学教育学部教授	岩手大学教育学部教授	山本 奨	63	男	盛岡市	5年6月						
15		岩手大学教育学部准教授	岩手大学教育学部准教授	滝吉 美知香	41	女	盛岡市	3年6月						
16		泉金酒造株式会社常務取締役	泉金酒造株式会社常務取締役	八重樫 由吏	62	女	岩泉町	5年6月						
17		いちのへサンビレッジクラブ代表	いちのへサンビレッジクラブ代表	西館 敦	44	男	一戸町	5年6月						
18			株式会社社長島製作所代表取締役社長	株式会社社長島製作所代表取締役社長	新宮 由紀子	50	女	一関市	5年6月					

チェック項目	改選前	改選後
委員数【18人以内】	18人	18人
男女委員登用率【40%未満にならないこと】	男 50.0% (9) : 女 50.0% (9)	男 50.0% (9) : 女 50.0% (9)
若手委員 (50歳未満) 【25%以上】	16.7% (3/18) (※参考 平均年齢 59.9歳)	16.7% (3/18) (※参考 平均年齢 59.0歳)
在任期間 8年超	なし	なし

◇岩手県附属機関条例（令和5年条例第4号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び所掌）

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他の事案が生じた場合において、当該事案に係る調停、審査、審議又は調査等を行わせるため臨時又は緊急の必要があるときは、附属機関を置くことができる。ただし、当該附属機関の設置が1年を超えるときは、この限りでない。

4 執行機関は、前項の規定に基づき附属機関を置いたときは、その名称、所掌事項その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

2 審議会等のうち次に掲げるものに、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

- （1）岩手県総合計画審議会
- （2）岩手県東日本大震災津波復興委員会
- （3）岩手県商工観光審議会
- （4）岩手県農政審議会
- （5）岩手県水産審議会
- （6）岩手県教育振興基本対策審議会

3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第5条（省略）

(会議)

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手県政府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 (省略)

(意見の聴取等)

第8条 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岩手県教育振興基本対策審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 岩手県教育振興基本対策審議会条例 (昭和38年岩手県条例第44号)

(2) 岩手県財産評価審議会条例 (昭和39年岩手県条例第20号)

(3) 岩手県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年岩手県条例第63号)

(4) 岩手県農政審議会条例 (昭和47年岩手県条例第9号)

(5) 岩手県水産審議会条例 (昭和48年岩手県条例第46号)

(6) 岩手県商工観光審議会条例 (昭和49年岩手県条例第6号)

(7) 岩手県総合計画審議会条例 (昭和54年岩手県条例第29号)

(8) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例 (平成15年岩手県条例第36号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により置かれている附属機関 (次項において「旧附属機関」という。) は、第2条第1項の規定により置かれる相当の附属機関 (次項において「新附属機関」という。) となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(中小企業振興条例の一部改正)

5 (省略)

別表第1～9（第2条、第3条関係）（省略）

別表第10（第2条、第3条関係）

教育関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手 県教育振 興基本対 策審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育 振興基本対策に関し必要な事項 について調査審議すること。	18人	(1) 市町村長 (2) 市町村教育委員会教育長 (3) 教育関係団体の役職員 (4) 学識経験者 (5) 関係行政機関の職員	2年
2 岩手 県教育支 援委員会	教育委員会の諮問に応じ教育上 特別な支援を必要とする児童、 生徒等（以下この項において 「児童生徒等」という。）の就 学及び当該児童生徒等に対する 支援の内容等に関する事項につ いて調査審議し、並びに当該事 項について教育委員会に意見を 述べること。	20人	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 児童生徒等の親権者又は 未成年後見人を代表する者	2年
3 岩手 県美術品 収集評価 委員会	教育委員会の諮問に応じ、美術 品取得基金条例（平成3年岩手 県条例第36号）に規定する美術 品取得基金により取得する美術 品及び寄贈により取得する美術 品の鑑定評価に関する事項につ いて調査審議すること。	10人	学識経験者	2年

別表第11（第2条、第3条関係）（省略）

議案第7号

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び解任並びに岩手県社会教育委員の委嘱及び解嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県生涯学習審議会委員の任命及び解任並びに岩手県社会教育委員の委嘱及び解嘱をすることについて、議決を求める。

1 任命及び委嘱（令和5年6月21日付）

職名等	氏名
盛岡市立大慈寺小学校長	武田伸一
岩手県立盛岡青松支援学校長	青柳禎久
久慈市中央市民センター所長	亀田義治
岩手大学教育学部准教授	深作拓郎

2 解任及び解嘱（令和5年6月20日付）

職名等	氏名
盛岡市立中野小学校長	吉田竜二郎
岩手県立盛岡青松支援学校長	笠水上訓正
久慈市長内市民センター所長	小向勝志
岩手大学教育学部准教授	馬場智子

令和5年6月19日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤一男

理由

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び解任並びに岩手県社会教育委員の委嘱及び解嘱をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県生涯学習審議会委員及び岩手県社会教育委員 新旧対照表(案)

委員任期:令和4年7月1日～令和6年6月30日

No.	選出区分	推薦団体	現委員					新委員(案)						
			職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数
1	小中学校	岩手県小学校長会	盛岡市立中野小学校長	吉田 竜二郎	60	男	矢巾町	1	盛岡市立大慈寺小学校長	武田 伸一	59	男	盛岡市	新
2	学校関係者	特別支援学校連絡協議会	岩手県立盛岡青松支援学校長	笠水上 訓正	61	男	盛岡市	1	岩手県立盛岡青松支援学校長	青柳 禎久	52	男	矢巾町	新
3	高等学校	岩手県高等学校協会	岩手県立盛岡第二高等学校長	鈴木 広樹	60	男	盛岡市	1						
4	青年	岩手県青年団体協議会	岩手県青年団体協議会長	松田 恵美子	36	女	盛岡市	6						
5	婦人	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長	梶田 佐知子	62	女	盛岡市	1						
6	PTA	一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会長	岩館 智子	48	女	盛岡市	1						
7	社会教育関係者	岩手県社会教育連絡協議会	盛岡市社会教育委員	中村 利之	77	男	盛岡市	2						
8	生涯学習		一関市立南小学校・学校支援コーディネーター	千葉 美佳子	56	女	一関市	1						
9			久慈市長内市民センター所長	小向 勝志	51	男	久慈市	2	久慈市中央市民センター所長	亀田 義治	48	男	久慈市	新
10			前岩手県立県北青少年の家所長	森川 静子	67	女	二戸市	2						
11	家庭教育関係者		特定非営利活動法人まんまるママいわて代表理事	佐藤 美代子	44	女	花巻市	1						
12	福祉		特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長	半澤 久枝	50	女	矢巾町	2						
13	高等機関	岩手大学	岩手大学教育学部准教授	馬場 智子	41	女	盛岡市	4	岩手大学教育学部准教授	深作 拓郎	49	男	盛岡市	新
14	学識経験者	岩手県立大学	岩手県立大学高等教育推進センター准教授	島山 大	38	男	盛岡市	2						
15		岩手県市町村教育委員会協議会	奥州市教育委員会教育長	高橋 勝	64	男	奥州市	1						
16	公募		社会福祉法人岩手県社会福祉事業団みたけの園	玉懸 隆一	78	男	滝沢市	1						

チェック項目	改選前	改選後
委員数【原則20人以内】	16人	16人
男女委員登用率【40%未満にならないこと】	男50.0%(8)；女50.0%(8)	男56.2%(9)；女43.8%(7)
若手委員(50歳未満)【25%以上】	31.3%(5/16) (*参考 平均年齢 55.8歳)	37.5%(6/16) (*参考 平均年齢 55.5歳)
公募による委員の数	1人	1人
在任期間8年超	なし	なし

根拠法令等（抜粋）

◇生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）

（都道府県生涯学習審議会）

第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

◇岩手県生涯学習審議会条例（平成4年条例第30号）

（設置）

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定に基づき、岩手県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成12年条例84号〕

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第4条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第84号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

◇社会教育法(昭和24年法律第207号)

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参酌するものとする。

◇岩手県社会教育委員の定数等に関する条例(昭和24年条例第48号)

(設置)

岩手県社会教育委員の定数等に関する条例を次のように定める。

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、岩手県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の定数等)

第2条 委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員はその事情により、任期中といえどもこれを解嘱することができる。

一部改正〔昭和58年条例19号・平成13年条例57号・平成26年条例72号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年7月9日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。

◇岩手県社会教育委員会議運営規則（昭和24年教育委員会規則第15号）

岩手県社会教育委員会議運営規則を次のとおり定める。

岩手県社会教育委員会議運営規則

第1条 岩手県社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の職務を行うために会議をもつ。

第2条 委員の会議は教育長が、これを招集する。

第3条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、教育長があらかじめこれを通知しなければならない。

第4条 招集は、開会の日前7日までに、これを通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第5条 会議招集の通知後に、緊急実施を要する事項があるときは、第3条の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

第6条 委員の会議には、互選により議長及び副議長1人をおくものとする。

2 議長及び副議長の任期は1年とする。ただし、再選されることができる。

3 議長は、委員の会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。

第7条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

第8条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第9条 会議の結果は、これを教育長に報告しなければならない。

第10条 委員は、委員の会議に出席できないときは、あらかじめ教育長に通知しなければならない。

第11条 委員は、その職務を行うため必要に応じて常時又は臨時に小委員会をおくことができる。

第12条 委員は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

第13条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

第14条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に必要な事項は、別に教育長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年1月8日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年5月25日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第8号

教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会委員の任命をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和5年6月26日付）

職 名 等	氏 名
岩手県社会教育連絡協議会会長	大 橋 清 司
盛岡大学文学部教授	遠 藤 可奈子
一般社団法人岩手県PTA連合会顧問	岩 舘 智 子
洋野町立種市図書館館長補佐兼洋野町立大野図書館館長補佐	平 留美子
公認会計士	林 謙 志

令和5年6月19日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会（案）

委員任期：令和5年6月26日～令和6年3月31日

No.	選出区分	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数
1	学識経験者 (社会教育)	岩手県社会教育連絡協議 会会長	大橋 清司	78	男	盛岡市	(11)
2	学識経験者 (文化全般)	盛岡大学文学部教授	遠藤 可奈子	64	女	盛岡市	新
3	施設利用者代 表	一般社団法人岩手県P T A連合会顧問	岩館 智子	48	女	盛岡市	(2)
4	図書館運営識 者	洋野町立種市図書館館長 補佐兼洋野町立大野図書 館館長補佐	平 留美子	52	女	青森県 階上町	新
5	公認会計士	公認会計士	林 謙志	55	男	矢巾町	(8)

※ 年齢は令和5年6月26日時点

審議会等の設置・運営に関する指針への対応状況

チェック項目	今回
委員数【8人以内（条例の規定）】	5人
男女委員の登用率【40%未満にならないこと】	男 40% (2) : 女 60% (3)
若手委員（50歳未満）【25%以上】	20% (1/5) (※参考 平均年齢 59.4歳)
在任期間8年超	1人

参考資料（根拠法令）

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

第10章 公の施設

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2・3 [略]

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 [略]

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

◇岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）

（趣旨）

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び所掌）

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせる必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3・4 [略]

（組織）

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第11（第2条、第3条関係）

執行機関共通附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務の評価委員会	執行機関の諮問に応じ、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下この項において「指定管理者」という。）の候補者の選定及び指定管理者の業務の評価に関する事項について調査審議すること。	8人	(1) 当該公の施設の指定管理者に応募する法人若しくは団体又は現に当該公の施設の指定管理者であるものと利害関係を有しない者で、 <u>当該公の施設の運営に関し優れた識見を有すもの</u> (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間

議案第9号

岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立博物館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和5年6月23日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立東松園小学校長	阿 部 俊 一
盛岡市立上田中学校長	丸 橋 友 之
岩手県立盛岡第四高等学校長	上 柿 剛
葛巻町青年連合協議会会員	桂 川 いずみ
特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会副会長	沼 田 けさ子
一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	向 井 隆
もりおか歴史文化館学芸員	福 島 茜
滝沢市教育委員会教育長	太 田 厚 子
岩手県立博物館友の会会員	細 越 千絵子
株式会社岩手日報社論説委員会副委員長	細 田 清
岩手医科大学教養教育センター長	松 政 正 俊
前公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 所長	齊 藤 邦 雄
啄木研究家（元石川啄木記念館学芸員）	山 本 玲 子
盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務局長	石 川 京 子

令和5年6月19日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立博物館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立博物館協議会委員 新旧対照表(案)

委員任期:令和5年6月23日～令和7年6月22日
 公募委員:令和3年12月23日～令和5年12月22日

No.	選出区分	推薦団体	現委員				※年齢は令和5年6月23日時点				※年齢は令和5年6月23日時点			
			職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数
1	小学校	岩手県小学校長会	盛岡市立東松園小学校長	阿部 俊一	60	男	盛岡市	新任	盛岡市立東松園小学校長	阿部 俊一	60	男	盛岡市	2
			岩手県中学校長会	小野寺 哲男	58	男	滝沢市	2	盛岡市立上田中学校校長	丸橋 友之	56	男	盛岡市	新任
2	学校関係者	岩手県高等学校協会	県立盛岡第四高等学校長	上柿 剛	60	男	盛岡市	2	県立盛岡第四高等学校長	上柿 剛	60	男	盛岡市	3
			岩手県青年団体協議会	松田 恵美子	36	女	昭和原町市	8	葛巻町青年連合協議会会員	桂川 いずみ	33	女	盛岡市	新任
3	社会教育 家庭教育 関係者	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人 団体協議会	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会副会長	大坊 邦子	(80)	女	岩手町	R4.12.2 逝去	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会副会長	沼田 けさ子	62	女	矢巾町	新任
			一般社団法人岩手 県PTA連合会	向井 隆	44	男	九戸村	新任	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長	向井 隆	44	男	九戸村	2
4	PTA	岩手県博物館等連 絡協議会	もりおか歴史文化館学芸員	福島 茜	37	女	盛岡市	2	もりおか歴史文化館学芸員	福島 茜	37	女	盛岡市	3
			八幡平市教育委員会教育長	星 俊也	68	男	盛岡市	4	滝沢市教育委員会教育長	太田 厚子	62	女	滝沢市	新任
5	学 職 経 験 者	岩手県立博物館女 の会	岩手県立博物館女の会会員	細越 千絵子	54	女	盛岡市	6	岩手県立博物館女の会会員	細越 千絵子	54	女	盛岡市	7
			株式会社岩手日報 編集局文化部長兼編集委員	黒田 大介	50	男	盛岡市	2	株式会社岩手日報社 編集委員会副委員長	細田 清	56	男	盛岡市	新任
6	公 募	岩手医科大学教養教育センター長	岩手医科大学教養教育センター長	松政 正俊	62	男	盛岡市	6	岩手医科大学教養教育センター長	松政 正俊	62	男	盛岡市	7
			岩手大学名誉教授	菅野 文夫	67	男	盛岡市	8	前公益財団法人岩手県文化振興事業 団埋蔵文化財センター所長	齊藤 邦雄	66	男	北上市	新任
7		啄木研究家(元石川啄木記念館学芸員)	啄木研究家(元石川啄木記念館学芸員)	山本 玲子	66	女	八幡平市	4	啄木研究家(元石川啄木記念館学芸員)	山本 玲子	66	女	八幡平市	5
			盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務 局長	石川 京子	75	女	盛岡市	2	盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務 局長	石川 京子	75	女	盛岡市	3
8		盛岡大学短期大学部助教	盛岡大学短期大学部助教	丸山 ちはや	58	女	盛岡市	1	盛岡大学短期大学部助教	丸山 ちはや	58	女	盛岡市	2

チェック項目	改選前	改選後
委員数【15人以内(条例の規定)】	15人	15人
男女委員登用率【40%未満にならないこと】	男53.3%(8)：女46.7%(7)	男46.7%(7)：女53.3%(8)
若手委員(50歳未満)【25%以上】	20.0%(3/15) (※参考 平均年齢 58.3歳)	20.0%(3/15) (※参考 平均年齢 56.7歳)
公募による委員の数	1人	1人
在任期間8年超	なし	なし

根拠法令等（抜粋）

◇博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

◇博物館条例（昭和 55 年条例第 41 号）

（博物館協議会）

第 10 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◇岩手県立博物館管理運営規則（昭和 55 年教育委員会規則第 9 号）

（協議会の所掌）

第 7 条 条例第 10 条の規定による岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）は、博物館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、博物館長に対して意見を述べることができる。

- (1) 資料の収集、保管、展示等に関すること。
- (2) 資料の調査研究、利用等に関すること。
- (3) その他博物館の運営に関すること。

（会長）

第 8 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 9 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。